

社会福祉法人悠和会

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠和会の理事、監事、評議員、及び評議員選任・解任委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償の額)

- 第2条 理事、評議員が会議に出席した場合は、報酬として日額3,000円を支給する。
- 2 監事が、監事監査及び会議に出席した場合は、報酬として日額3,000円を支給する。
 - 3 評議員選任・解任委員が会議に出席した場合は、報酬として日額3,000円を支給する。
 - 4 法人が設置する委員会等の委員が会議に出席した場合は、報酬として日額3,000円を支給する。
 - 5 役員等がその職務を行うために要する費用、及び役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程により、その費用を弁償する。

(報酬及び費用弁償の額の算定方法)

第3条 報酬及び費用弁償の額については、会議に出席する役員等の居住地を概ね県内、半径60km圏内に設定し、私用車のガソリン代を旅費規程第7条に基づき計算した額（1,500円）に、同規程第3条第2項に定める日当の額（1,500円）を合算した額とする。

(支給方法)

第4条 支給の方法は、会議の開催のつど現金で出席者に支給する。

附 則

- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成23年10月 1日から施行する。(一部改正)
この規程は、平成28年 1月31日から施行する。(一部改正)
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。(一部改正)
この規程は、平成29年10月22日から施行する。(一部改正)

従前の規程はこれを廃止する。